

東京都ウイルス性肝炎重症化予防推進事業実施要領

制 定 平成26年9月30日
26福保保疾第958号福祉保健局保健政策部長決定
最終改正 令和2年4月1日
2 福保保疾第26号福祉保健局保健政策部長決定

1 目的

この要領は、東京都ウイルス性肝炎重症化予防推進事業実施要綱（平成26年9月30日付26福保保疾第957号。以下「実施要綱」という。）第4の規定に基づき、ウイルス性肝炎陽性者等に対する陽性者フォローアップ事業及び検査費用助成事業の実施方法等について定めることを目的とする。

2 陽性者フォローアップ事業(以下「フォローアップ」という。)

(1) フォローアップの内容

(2)に規定する対象者の同意を得た上で、区市町村と連携しながら、医療機関の受診状況や診療状況を確認し、未受診の場合は、必要に応じて専門医療機関の受診を勧奨する。

(2) フォローアップの対象者

3の(3)のオ及び(4)のオの規定による検査費用の申請を行った者

(3) フォローアップの手順

ア 対象者の意向確認

対象者にフォローアップの周知を行い、フォローアップ事業参加同意書（別添様式1）により、事業参加について本人同意を得る。

イ フォローアップの実施

3の(3)のオ(ア)に規定する初回精密検査費用助成の申請を行った者に係るフォローアップにあつては東京都(以下「都」という。)から区市町村に、本人の同意の下、当該対象者の情報を提供する。また、3の(3)のオ(イ)から(エ)までに規定する初回精密検査費用助成の申請を行った者に係るフォローアップ又は、3の(4)のオに規定する定期検査費用助成の申請を行った者に係るフォローアップにあつては次の(ア)から(ウ)までに掲げる手順により実施する。

(ア) 都は、フォローアップへの参加同意を得られた対象者（以下「フォローアップ対象者」という。）に、年1回、医療機関の受診状況等に関する調査票（別添様式2-1又は別添様式2-2。以下「調査票」という。）を送付し、医療機関の受診状況等を確認する。

(イ) フォローアップ対象者は、送付された調査票に必要事項を記入の上、都へ提出する。

(ウ) 都は、調査票の回答内容を確認し、必要に応じて受診勧奨等を行う。

3 検査費用助成事業

検査費用助成の内容については、次に定めるとおりとする。

(1) 助成の内容

ア 助成対象検査

助成対象とする検査は、初回精密検査((3)に規定するものに限る。以下単に「初回精密検査」という。)又は定期検査((4)に規定するものに限る。以下単に「定期検査」という。)であって、平成27年4月1日以降((3)のウ(イ)のただし書及び(4)のウ(イ)のただし書に該当する場合であって、最終の検査日が平成27年4月1日以降であるものを含む。)に行われたものとする。

イ 助成範囲

対象者が、アに規定する検査を受診し、医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。）又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付を受けた場合において対象者が負担した費用を助成する。

ウ 助成額

イの助成の額は、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した検査費用の額の合計額から、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額とする。ただし、3の(4)に規定する区市町村民税課税者については、助成1回ごとに、当該額から次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を限度とする額を控除した額とする（当該控除した額が零以下となる場合は助成を行わない。）。

区 分	自己負担限度額（助成1回ごと）
慢性肝炎に係る定期検査	2,000円
肝硬変又は肝がんに係る定期検査	3,000円

(2) 助成の申請期限

検査費用助成の申請期限は、次に掲げる検査の区分に応じ、当該区分に定める日（いずれも消印有効）までとする。ただし、都がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。

ア 初回精密検査

(3)のア(ア)から(エ)までに規定する各検査により陽性と判定された日から1年を経過する日とする。ただし、(3)のア(ウ)または(エ)の但し書きによる場合はこの限りではない。

イ 定期検査

当該検査を受けた日の属する年度の翌年度の4月20日（当該日が閉庁日（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）である場合は、当該日の直後の開庁日（閉庁日以外の日をいう。））

(3) 初回精密検査費用助成

ア 対象者

(ア) 平成26年4月1日以降、都又は都内区市町村が実施する健康増進法（平成14年法律第103号）に規定する健康増進事業若しくは「特定感染症予防事業について」（平成14年3月27日健発第0327012号厚生労働省健康局長通知）の別紙「特定感染症検査等事業実施要綱」に規定する特定感染症検査等事業に基づくB型又はC型肝炎ウイルス

検査（以下「健康増進事業等の肝炎ウイルス検査」という。）において陽性と判定された者であって、以下の全ての要件に該当する者。

- a 費用助成請求時に、東京都内に住民登録をしている者
- b 初回精密検査費用助成請求日前1年以内に、健康増進事業等の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者
- c 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- d フォローアップに同意した者

(イ) 平成30年4月1日以降、職域で実施するB型又はC型肝炎ウイルス検査（以下「職域の肝炎ウイルス検査」という。）において陽性と判定された者であって、以下の全ての要件に該当する者。

- a 費用助成請求時に、東京都内に住民登録をしている者
- b 初回精密検査費用助成請求日前1年以内に、職域の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者
- c 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- d フォローアップに同意した者

(ウ) 平成31年4月1日以降、母子保健法に基づき区市町村が実施する妊婦健康診査におけるB型又はC型肝炎ウイルス検査（以下「妊婦健診の肝炎ウイルス検査」という。）において陽性と判定された者であって、以下の全ての要件に該当する者。

- a 費用助成請求時に、東京都内に住民登録をしている者
- b 初回精密検査費用助成請求日前1年以内に、妊婦健診の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者。ただし、出産後の状況等に鑑み特段の事情があると認める場合は、初回精密検査費用助成請求日前4年以内に、妊婦健診の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者を対象とすることができる。
- c 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- d フォローアップに同意した者

(エ) 平成31年4月1日以降、手術前1年以内に行われたB型又はC型肝炎ウイルス検査（以下「手術前の肝炎ウイルス検査」という。）において陽性と判定された者であって、以下の全ての要件に該当する者。

- a 費用助成請求時に、東京都内に住民登録をしている者
- b 初回精密検査費用助成請求日前1年以内に、手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者。ただし、手術後の状況等に鑑み特段の事情があると認める場合は、初回精密検査費用助成請求日前2年以内に、手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者を対象とすることができる。
- c 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- d フォローアップに同意した者

イ 助成対象費用

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び次に掲げる検査（ウに規定する要件を満たすものに限る。）に関連する費用として、都が認めた費用とする。

(ア) 血液検査

	B型肝炎ウイルス陽性の場合	C型肝炎ウイルス陽性の場合
血液形態・機能検査	末梢血液一般検査、末梢血液像	
出血・凝固検査	プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間	
血液化学検査	総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 γ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD	
腫瘍マーカー	AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量	
肝炎ウイルス関連検査	HBe抗原、HBe抗体、HBVジェノタイプ判定等	HCV血清群別判定
微生物核酸同定・定量検査	HBV核酸定量	HCV核酸定量

(イ) 超音波検査（断層撮影法（胸腹部））

ウ 検査の要件

初回精密検査は次に掲げる要件を全て満たすものであること。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）に規定する保険医療機関により行われるものであること。

(イ) イの(ア)及び(イ)の両方について同日に行われるものであること。ただし、検査が複数の日にわたる場合において、検査日が1か月以内の期間に属するものについては、一連の検査とみなすことができるものとする。

(ウ) イの(ア)及び(イ)の両方について同一の医療機関で行われるものであること。ただし、当該医療機関の医師の指示に基づく場合は、他の医療機関で受診することができるものとする。

エ 助成回数

1回とする。

オ 検査費用助成の申請

初回精密検査費用の助成を受けようとする者は、次の(ア)から(エ)の検査に応じて、それぞれ必要な書類を揃えて、知事に申請するものとする（申請書類は東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課に郵送することとする。）。

(ア) 健康増進事業等の肝炎ウイルス検査により陽性と判定された者

- a 初回精密検査費用請求書（別添様式3-1）
- b 医療機関の領収書及び診療明細書
- c 健康増進事業等の肝炎ウイルス検査の結果通知書の写し
- d 対象者の住民票の写し（請求日前3か月以内に発行されたものであること。）
- e フォローアップ事業参加同意書（別添様式1）

(イ) 職域の肝炎ウイルス検査により陽性と判定された者

- a 初回精密検査費用請求書（別添様式3-2）
- b 医療機関の領収書及び診療明細書
- c 職域の肝炎ウイルス検査の結果通知書の写し
- d 対象者の住民票の写し（請求日前3か月以内に発行されたものであること。）
- e フォローアップ事業参加同意書（別添様式1）
- f 職域検査受検証明書（別添様式10）（対象者が保有している場合に限る。）

なお、都は、対象者からの申請に職域検査受検証明書（別添様式10）の添付がなく、対象者が職域の肝炎ウイルス検査を受けたことを確認できない場合は、対象者本人の同意を得て、職域の肝炎ウイルス検査の実施に関する照会について（別添様式11）により医療機関に照会を行い、及び医療機関から回答を受けることができる。

(ウ) 妊婦健診の肝炎ウイルス検査により陽性と判定された者

- a 初回精密検査費用請求書（別添様式3-3）
- b 医療機関の領収書及び診療明細書
- c 母子健康手帳の保護者氏名、検査日、検査結果が確認できるページの写し
ただし、母子健康手帳により検査日及び検査結果が確認できない場合は、母子健康手帳の保護者氏名が確認できるページの写し及び医療機関が発行する妊婦健診の肝炎ウイルス検査の検査結果通知書の写し
- d 対象者の住民票の写し（請求日前3か月以内に発行されたものであること。）
- e フォローアップ事業参加同意書（別添様式1）

(エ) 手術前の肝炎ウイルス検査により陽性と判定された者

- a 初回精密検査費用請求書（別添様式3-4）
- b 医療機関の領収書及び診療明細書
- c 手術前の肝炎ウイルス検査の結果通知書の写し
- d 手術前の肝炎ウイルス検査後に受けた手術に係る手術料が算定されたことが確認できる診療明細書の写し
- e 対象者の住民票の写し（請求日前3か月以内に発行されたものであること。）
- f フォローアップ事業参加同意書（別添様式1）

(4) 定期検査費用助成

ア 対象者

次の要件の全てを満たす者であること。

(ア) 費用助成請求時に、東京都内に住民登録をしている者

(イ) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

(ウ) 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者（治療後の経過観察者を含む。）

(エ) 対象者及び対象者と同じの世帯に属する者のうち、請求日において満二十歳以上の者全員（以下「対象者世帯」という。）に係る請求日の属する年度（請求日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度。以下「基準年度」という。）の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による住民税が非課税である者又は対象者世帯に係る

基準年度の同法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下「区市町村民税」という。）の所得割の課税年額の合計額が235,000円未満である者（以下「区市町村民税課税者」という。）。なお、平成24年度以降分の区市町村民税課税年額の算定にあたっては、「控除廃止の影響を受ける制度等（厚生労働省健康局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（平成23年12月21日健発1221第8号厚生労働省健康局長通知）により計算を行うものとする。また、平成30年度以降分の区市町村民税課税年額の算定にあたっては、区市町村税所得割の納税義務者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有する場合については、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条による改正前の地方税法に規定する区市町村税所得割の標準税率（6%）により算定を行うものとする。

また、対象者及び対象者と同一の世帯に属する者のうち、請求日において満二十歳以上の者が、地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に、同法第295条第2項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者であるときは市町村民税非課税者に含め、同法第292条第1項第11号イ又は同項第12号に該当する所得割の納税義務者であるときは、区市町村民税の所得割の課税年額の算定にあたっては、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（当該者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする（以下「寡婦控除等のみなし適用」という。）。

(オ) フォローアップに同意した者

(カ) 検査実施時に、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）第7条第5号又は第6号に規定する医療券（以下「医療券」という。）の交付を受けていない者

イ 助成対象費用

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び(3)のイの(ア)及び(イ)に掲げる検査（肝硬変及び肝がん（治療後の経過観察を含む。）の場合は、(3)のイの(イ)に掲げる超音波検査に代えてCT撮影又はMRI撮影を対象とすることができるものとする。）（ウに規定する要件を満たすものに限る。）に関連する費用（CT撮影又はMRI撮影については造影剤を使用した場合の加算等に関連する費用も含む。）として、都が認めた費用とする。

ウ 検査の要件

定期検査は次に掲げる要件を全て満たすものであること。

(ア) 東京都肝炎診療ネットワーク事業実施要綱（平成19年7月10日付19福保保疾第

604号)に規定する東京都肝臓専門医療機関により行われるものであること。

(イ) (3)イの(ア)及び(イ)、CT撮影又はMRI撮影の全てが同日に行われるものであること。ただし、検査が複数の日にわたる場合において、検査日が1か月以内の期間に属するものについては、一連の検査とみなすことができるものとする。

(ウ) (3)イの(ア)及び(イ)、CT撮影又はMRI撮影の全てが同一の医療機関で行われるものであること。ただし、当該医療機関の医師の指示に基づく場合は、他の医療機関で受診することができるものとする。

エ 助成回数

年度内2回(3の(3)の検査を含む。)とする。

オ 検査費用助成の申請

定期検査費用の助成を受けようとする者は、(ア)の費用請求書類に(イ)から(カ)までに掲げる関係書類を添付して、知事に申請するものとする(申請書類は東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課に郵送することとする。)。ただし、1回目の定期検査費用の助成を受けた者又は医療券の交付を受けた者は、当該請求に係る(ウ)及び(エ)に掲げる書類について、同一年度内において知事に申請した書類と同様である場合にあっては、添付を省略することができる。また、平成29年4月1日以降に知事から定期検査費用の助成を受けた者、定期検査費用助成請求日前1年以内に医療券の申請において知事に東京都肝臓専門医療機関の肝臓専門医が記載した診断書を提出した者(慢性肝炎から肝硬変への移行等の病態に変化があった場合は除く。)、又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の申請において臨床調査個人票及び同意書を提出した者については、当該請求に係る(オ)に掲げる書類の添付を省略することができる。この場合において、同一年度内における検査費用助成に係る2回目の請求について、1回目の分と同時に請求を行う場合にあっては当該請求に係る(ウ)から(オ)までに掲げる書類を1回目の請求に係る当該書類と兼ねられることとし、3の(3)の規定による初回精密検査費用の助成と同時に請求を行う場合にあっては、当該請求に係る(ウ)及び(カ)に掲げる書類を初回精密検査費用の請求に係る当該書類と兼ねられることとする。

(ア) 定期検査費用請求書(別添様式4)

(イ) 東京都肝臓専門医療機関の領収書及び診療明細書

(ウ) 対象者及び対象者と同一の世帯に属する者全員の記載のある住民票の写し(請求日前3か月以内に発行されたものであること。)

(エ) 対象者世帯に係る基準年度の地方税法の規定による住民税非課税証明書又は区市町村民税の課税年額を証する書類。ただし、対象者及びその配偶者と相互に地方税法上及び医療保険上の扶養関係にない者(配偶者以外の者に限る。))については、区市町村民税額合算対象除外申請書(別添様式8)に基づき、対象者世帯における区市町村民税課税年額の合算対象から除外することを認めることができるものとする。また、寡婦控除等のみなし適用を受けようとする場合については、寡婦控除等のみなし適用の要件に該当する者であることが確認できる戸籍謄本又はこれに類する公的機関が発行した証明書、誓約書(別添様式9)及びその他知事が必要と認める書類に基づき、寡婦控除等のみなし適用を認めることができるものとする。なお、過去に寡婦控除等のみなし適用を受けたことがある者については、戸籍謄本又はこれに類する公的機関が発行した証明書の添付を省略することができるものとする。ただし、知事が認めた場合

は、この限りでない。

(オ) 東京都肝臓専門医療機関の肝臓専門医が記載した診断書（別添様式5）

(カ) フォローアップ事業参加同意書（別添様式1）（同一年度内において初めて定期検査の費用助成を申請する場合に限る。）

(5) 助成決定

知事は、(3) のオ又は (4) のオの申請を受けたときは、その内容を審査し、次のとおり助成の可否を決定する。

ア 承認の場合

（初回精密検査費用助成・定期検査費用助成）決定通知書（別添様式6）により、通知し、指定口座へ支払額を振り込むこととする。

イ 不承認の場合

提出された申請書類を添えて、（初回精密検査費用助成・定期検査費用助成）不承認通知書（別添様式7）により通知することとする。

4 その他

本事業の実施に際しては、個人のプライバシー等人権の保護に十分配慮することとする。また、この要領に定めのない事項及び疑義が生じたときは区市町村、医療機関等の関係者と協議の上、東京都が取扱いを定めるものとする。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年4月30日付27福保保疾第134号）

- 1 この要領は、平成27年4月30日から施行し、3の(4)の規定については同月9日から、当該規定以外の規定については同月1日から適用する。
- 2 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの期間に行われた初回精密検査又は定期検査に係る費用助成の請求については、なお従前の例による。

附 則（平成29年2月8日付28福保保疾第1762号）

- 1 この要領は、平成29年2月8日から施行する。
- 2 区市町村民税課税者であって、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間に行われた定期検査に係る費用助成の請求については、3の(2)のイの規定にかかわらず平成29年10月20日までとする。

附 則（平成29年7月4日付29福保保疾第586号）

- 1 この要領は、平成29年7月4日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間に行われた定期検査に係る費用助成の請求については、なお従前の例による。

附 則（平成30年4月18日付30福保保疾第143号）

- 1 この要領は、平成30年4月18日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間に行われた初回精密検査又は定期検査に係る費用助成の請求については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月29日付30福保保疾第2075号)

- 1 この要領は、決定の日から施行する。ただし、寡婦控除等のみなし適用については、平成30年9月1日まで遡及できるものとする。
- 2 平成30年9月1日から平成31年4月20日までの間に寡婦控除等のみなし適用を受けることができる者で、その適用を受けることにより、対象者世帯に係る基準年度の地方税法の規定による住民税が非課税となるもの又は3の(4)のア(エ)の区市町村民税課税者に該当することになるものの、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間に行われた定期検査に係る費用助成の申請期限は、3の(2)のイの規定にかかわらず平成31年10月31日までとする。
- 3 平成30年9月1日以降に平成30年度の定期検査に係る費用の申請をし、既に助成を受けている者のうち、平成30年9月1日から平成31年4月20日までの間に寡婦控除等のみなし適用を受けることができるもので、その適用を受けることにより、対象者世帯に係る基準年度の地方税法の規定による住民税が非課税となるものについては、平成31年10月31日までに寡婦控除等のみなし適用の申請を行った場合、3の(1)のウに掲げる自己負担限度額の還付を受けることができるものとする。

附則(平成31年4月1日付31福保保疾第44号)

- 1 この要領は、決定の日から施行する。
- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までに職域で実施したB型又はC型肝炎ウイルス検査を受検し、初回精密検査費用の助成を受けようとする者については、3の(2)のアの規定にかかわらず、申請期限を令和2年3月31日までとする。

附則(令和2年4月1日付2福保保疾第26号)

- 1 この要領は、決定の日から施行する。
- 2 3(3)のア(ウ)又は(エ)の対象となる者で、平成31年4月1日から令和2年3月31日までにB型又はC型肝炎ウイルス検査を受検し、初回精密検査費用の助成を受けようとする者については、3の(2)のアの規定にかかわらず、申請期限を令和3年3月31日までとする。